

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	売却、抵当及び質入れの為の認可	
根拠法令・条項	水難救護法 第16条第4項	
所 管 課	産業戦略部 港湾事務所	
審 査 基 準	<p>(1) 申請者は、当該船長又は船舶所有者であること。</p> <p>(2) 救護費用を納付するため、売却、抵当又は質入れが必要であると認められること。</p> <p>(3) 積荷は、当該船舶の積荷であること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	未設定
	標準処理期間を設定できない理由	過去に事例が無いため